

鮫川村例規総合管理システム運用等業務仕様書

鮫川村総務課
令和8年9月

本仕様書は、実施要領に定める業務目的に基づき、必要な仕様を定めるものとする。

1 業務名

鮫川村例規総合管理システム運用等業務

2 契約期間及び履行期間

審査結果通知後から令和14年3月31日までを契約期間とする。なお、令和9年3月31日までは準備期間とし、履行期間は同年4月1日から令和14年3月31日までとする。

3 業務内容

- (1) 例規管理システム
- (2) 例規立案・審査システム
- (3) 法令検索システム
- (4) 法令改廃情報提供システム
- (5) 法制相談支援システム

4 基本仕様

(1) クライアントPC

ア OS: Windows11 以上

イ ブラウザ: Microsoft Edge (Chromium)、Google Chrome

(2) システム運用サーバ機

ア LGWAN-ASP接続により全庁運用でき、公開用ホームページを含み、庁内でのサーバ管理は一切不要とする。

イ 受注者は、本村関係機関以外の団体によるシステムへのアクセスを制限するものとする。

ウ 受注者は、サーバ機については、防災対策を完備し、災害時のサービス停止又は計画停電等の規制下においても適切に稼働する設備を有するIDC（インターネット・データ・センター）での運用方式とし、システム運用に支障がない十分なスペックを有することとし、サーバ機ハードウェア概要等については、システム導入前に別途提示するものとする。

エ サーバ等を設置する施設は、物理的な堅牢性とセキュリティを備えたサーバールームと広帯域なバックボーン回線を備え、火災や地震などの耐障害性に優れ、二重化電源設備が施された施設でなければならない。

オ サーバルームは、24時間365日体制で監視が行われ、入退室を厳しくチェックする体制が構築されていなければならない。

カ 受注者は、ファイアウォール機能及びウイルスチェック機能にて、サーバ機の安全性を確保するとともにシステムに必要な最新パッチ情報を適用する体制を構築しなければならない。

キ 受注者は、データバックアップを日々実施し、万が一障害が発生した場合においても即座にデータ復旧が可能な体制を構築していなければならない。

ク データベースの構築は、本村から提供する例規データをデータベース化したシステムの構築を行うこと。

※令和8年10月1日現在の件数は次のとおり

(ア) 現行例規 約440件

(イ) 廃止例規 約110件

(ウ) 原議 約480件

(エ) 未登載要綱 約410件

ケ 1年間の改正件数は、約100件とする。

5 システム仕様

(1) 例規管理システム

ア データ更新については、次に掲げる条件を満たさなければならない。

例規システムデータベースは、本村が原稿データを提供してから、2か月以内に更新することを原則とする。やむを得ない事情により2か月以内の更新が困難な場合は、あらかじめ本村の承認を得ることとする。

イ 検索機能については、次に掲げる条件を満たさなければならない。

(ア) 用語、題名、体系、年月日、五十音、種別、番号、関連法令（引用法令が「法第〇条」と略称法令名の場合を含む。）、所管部署等で検索が可能であること。

(イ) 用語検索を行う場合には、画面を遷移することなく、複数の掛け合わせ検索ができること。

(ウ) 指定した年月日時点で施行されている例規を閲覧できること。

(エ) 例規・法令を常に現在時点でリンク連携し、その内容を表示できること。また、リンク先は「(3) 法令検索システム」で示すシステムへ連携すること。

(オ) 例規本文は、1つ前の施行日時点からの改正箇所を、改正文言単位の見え消し方式での登録ができること。

(カ) 例規単位に過去・未来の改正状態（改正ごとに公布日及び施行日の蓄積）が閲覧でき、その施行日を指定することにより当該時点での条文表示ができること。また、過去・現在・未来の例規を視覚的に識別可能な条文表示とすること。

(キ) 公布後施行前例規の検索ができること。

(ク) 原議管理について、用語、題名、年月日、種別からの検索ができること。

(ケ) 例規沿革情報から登録した原議データ等を表示及びダウンロードができること。

(コ) 検索結果について、個々の例規本文を表示させなくても検索ヒット箇所を確認することができること。

- (サ) 例規の全部又は一部をダウンロードし、又は印刷することができること。
- (シ) 条文について、できる限り本村で使用している条例、規則等の形式で出力、印刷ができること。
- (ス) 検索結果に合致した例規の一覧を印刷することができること。
- (セ) 過去・未施行例規で引用する法令は、その時点で有効な法令へのリンクを設定していること。
- (ソ) 条文表示において、自例規内・他例規・法令等へのリンク設定により当該箇所をクリックすることで対象箇所を全て表示できること。
- (タ) 全国例規集検索・類似例規比較について、インターネット上に公開されている全国自治体の例規について検索・閲覧ができること。
- (チ) 表示されている例規から、他自治体の同一例規の表示閲覧ができ、また、類似している例規の検索や比較表の作成ができること。
- (ツ) 検索結果は、比較元と比較先の例規の違いを、色分け、見え消しで表示できること。比較先の例規に新たに改正があった場合は、改正後の条文とも比較できること。
- (テ) 例規単位、条単位で他自治体例規との比較ができること。
- (ト) 比較表画面から、改正案（見え消し）を作成、新旧対照表を出力できること。
- (ナ) 過去・未施行例規については、平成20年1月からの例規について、例規沿革から施行日単位で過去・未施行の例規を閲覧できること。

(2) 例規立案・審査システム

例規立案・審査システムは、立案・審査機能を有するデータベースシステムとし、次に掲げる条件により、例規の立案（新規制定、全部改正、一部改正、廃止等を含む。）及び審査業務を支援するものでなければならない。

ア 立案機能については、法制執務に関する知識の浅い職員でも立案することが可能であることを想定しているため、次に掲げる機能を備え、画面遷移をすることなく、簡易な操作で、条文審査結果・改め文・議案・新旧対照表・溶け込み後条文の自動生成まで一括で実行できる機能を有すること。

- (ア) 現行条文に改正を加えるときに、改め文に表記される「加える・削る・改める」等専門的な指示をする必要がなく、直感的に入力等の操作が可能な入力支援機能を有すること。
- (イ) 条・項・号等の追加入力を一括して登録でき、以下の条・項・号の繰り上げ・繰り下げも一括して処理する機能を有すること。
- (ウ) 立案システム内で、用語・所管部署から改正対象例規の検索ができること。
- (エ) クライアントに特別なソフトウェア等を必要としない、Webブラウザ上で条文の編集ができること。
- (オ) 条文の編集を条文の見え消し形式で行える機能を有すること。
- (カ) 目次を含む改正があった場合、目次を自動で作成可能な機能を有すること。

イ 改め文、新旧対照表及び改正後条文作成機能については、条文・別表・様式の編集、追加等作業完了途中の任意時点で、改め文・新旧対照表・改正後の溶け込み後条文を一括で生成可能とし、新旧対照表においては、新旧左右に自動で反映される

こと。

ウ 本村が指定する体裁に可能な限り合わせた出力が、他の画面に遷移することなく一括で生成ができること。

エ 審査機能については、条文構造、用字用語、改正例規内の引用関係等を審査する機能を有しているシステムであり、立案の段階で確認できる次の機能を有すること。

(ア) 他の例規及び法令との引用関係についても調査できる審査機能を有すること。

(イ) 溶け込み後の条文を表示できること。

(ウ) システム外で作成した新規制定例規データをシステムに取込み、システム上で編集、法制執務の観点から点検することができること。

(エ) 法令、自例規、他例規の引用箇所に対しリンクを自動生成し、更新後の例規本文から引用先を閲覧できること。

(3) 法令検索システム

ア 現行の法律・政令・省令・告示を検索・閲覧できること。

イ 官報掲載法令を検索・閲覧できること。

ウ 法令本文から委任、罰則規定、判例等の参照条文を表示できること。

エ 更新は週に1回以上実施すること。

(4) 法令改廃情報提供システム

ア 法令改廃情報を原則として官報発行後1週間以内に提供できること。

イ 法令の制定・改廃等の影響を受ける例規を、改正対象法令名と関連付けた一覧で確認できること。

ウ 制定・改廃のあった法令を引用している例規本文を表示できること。

エ 公布法令の概要（あらまし）を確認できること。

オ 法律の制定改廃に関し、その要旨や地方公共団体への影響を確認する解説シートが随時提供できること。

カ 法令等の改廃に伴い必要となる例規の改正案の提供が随時できること。

(5) 法制相談支援システム

ア 法制執務で生じる疑義の照会や法制相談について対応すること。

6 サポート体制

(1) システムの保守等について

受注者は、システム導入後においては、常にシステムが正常な状態で動作する環境を保持しなければならない。また、例規管理システム等の基本的な機能バージョンアップについては、原則無償で提供しなければならない。

(2) サポート体制について

受注者は、システムの操作説明の専用窓口を設置し、本村職員がシステム上の作業を行っている場合において、操作等の質問又は利用上の疑義が生じたときに、操作の説明が可能となるサポート体制を整備しなければならない。この場合において、本村からの問合せ回数に制限を設けてはならない。

(3) 職員研修

受注者は、システム本稼働前において、最低5回の研修を実施しなければならない。

研修の内容・対象・目標は以下のとおりとする。

日程	内容	対象	到達目標
1 回	システム概要 環境設定 管理者機能研修	管理者	システム全体の管理操作が自立的に行えること
2～4 回	システム概要 例規検索研修 例規立案審査研修	庁内全職員	例規検索・閲覧・印刷が自力で行えること 改め文・新旧対照表・溶け込み後条文の作成ができること

受注者は、各研修実施の14日前までに研修計画書（日程・会場・内容・講師名を含む。）を本村に提出し、承認を得なければならない。本稼働後においても、受注者は年1回以上の操作説明会を実施しなければならない。受注者は、システムに関する操作説明書を納品しなければならない。操作説明書に改定があった場合も同様とする。

7 その他の仕様

（1）外部公開用例規データについて

外部公開用例規データについては、次の条件を満たすものとする。

ア 年4回、本村ホームページ掲載用の例規データ（HTML）を作成すること。

イ 体系検索、五十音検索ができること。

ウ 例規内リンク（該当条・項・号、該当別表・様式）及び例規間リンク（該当条・項）の機能があること。

エ 様式のダウンロードができること。

オ 本村公式ホームページからリンクさせ、又は直接URLを指定し、インターネット回線を通じて利用することができること。

（2）例規集追録の作成

ア 組数3セット

イ 規格A4判

ウ 上質紙

エ バインダー方式

※受注者は、年2回以上の加除を実施すること。

（3）著作権について

例規データ、システムからの例規出力データの著作権は、本村に帰属しているものとする。

（4）サービス水準指標（SLA）

システムの稼働率は月間99.5%（計画停止を除く）以上とし、計画停止時間を除く非計画停止については、障害発生から4時間以内に一次対応を、24時間以内に復旧完了を要することとする。

8 システム構築納入期限

ア 令和9年3月末日までに、令和8年10月1日現在の内容で、本仕様書の条件を全て満たす全データを更新し、システムを構築した上で稼働確認を行い、本稼働できる状態であること。

イ 留意事項

セットアップ完了後、実機を用いて例規システムの仕様確認を行い、各仕様を満たすことを検査する。仮に、仕様を満たさない場合は、次点業者との協議に変更するものとする。

9 秘密保持

受注者は、本業務により知り得た情報を第三者に開示・漏洩してはならない。この義務は契約終了後も同様とする。